



第201300209105号
平成26年3月27日

地域振興部教育・学術振興課長
福祉保健部子育て応援課長
〃 青少年・家庭課長
〃 子ども発達支援課長
〃 長寿社会課長
教育委員会事務局スポーツ健康教育課長

様

生活環境部水・大気環境課長
(公印省略)

鳥取県微小粒子状物質に係る注意喚起等実施要領の一部改正等について(通知)

このことについては、「大気中の微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起等について(依頼)」(平成25年3月21日付第201200195396号)により鳥取県微小粒子状物質に係る注意喚起等実施要領(以下、「実施要領」という。)による注意喚起実施への御協力を依頼させていただいているところです。

このたび、別添1の平成25年11月28日付環境省水・大気環境局長通知「微小粒子状物質(PM2.5)に関する「注意喚起のための暫定的な指針」に係る判断方法の改善について」及び境港市内に新規測定局の整備が完了したことに伴い、実施要領の一部を別添2のように改正したので通知します。

また、注意喚起時等の貴課担当職員における迅速な状況把握のため、「あんしんトリピーメール」の登録をよろしくお願ひ致します。

今後とも、貴課関係施設等への注意喚起等につきましては、御協力をお願いいたします。

(担当: 大気担当 木下 / 電話 0857-26-7206)

記

1 改正概要

別紙のとおり。

2 新規測定局の整備

(1) 名称

境港市誠道町一般環境大気測定局

(2) 所在地

境港市誠道町225-1

(3) 整備完了日

平成26年3月26日(水)

(4) 測定項目

微小粒子状物質(PM2.5)、浮遊粒子状物質(SPM)、風向及び風速。

(5) 備考

測定値はホームページで隨時公表します。(1時間ごとに更新)

URL <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

3 あんしんトリピーメール

PM2.5に関する情報については、「生活・健康情報」の区分で配信しますので、受信情報の設定をお願いします。登録については別添チラシを参照してください。

注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善について

1. 基本的な方向性

判断方法の改善にあたっては、健康影響の大きさの程度を踏まえた上で、その程度に応じて検討すべきであるが、現時点では得られている健康影響の知見は十分でなく、現在定められている指針となる値も暫定的なものである。

そのため、本指針の目的が健康影響の防止である事に鑑み、見逃しを減らすことが重要であるが、健康影響の知見集積が図られるまでは、注意喚起したものとの結果的に日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えなかった事例（いわゆる空振り事例）が増えすぎないような配慮、注意喚起実施のための自治体の作業が過大とならないような配慮も必要である。

また、平成 25 年 2 月の専門家会合報告で記載したとおり、多くの人が活動を始める午前中の早めの時間帯に注意喚起を行うことや PM_{2.5} 自動測定機の 1 時間値の精度は確認されていないため、測定機の精度を考慮した判断方法とすることも重要である。

以上を踏まえつつ、今年前半の高濃度（日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超）事例を確認したところ、午前 7 時以降に濃度が上昇したことにより、見逃しとなった事例が確認されており、また、複数の自治体から日中の濃度上昇への対応を求める意見も寄せられている。

このため、

- 午前中の早めの時間帯での判断

に加えて、

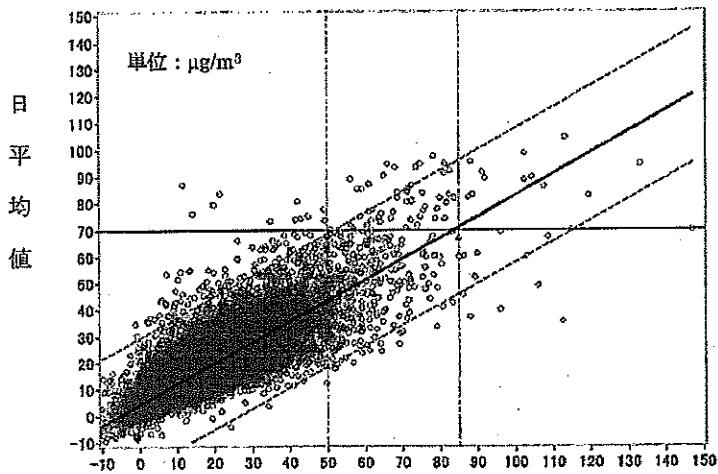
- 午後からの活動に備えた判断

の二段階での判断について検討することとする。

なお、注意喚起は広域の現象を念頭に置いたものであること、予測には不確実性があり、現在の判断方法は、算定方法の性格上、一定数の見落とし等が生じることについても理解しておく必要がある。

2. 午前中の早めの時間の判断について

これまで判断は、平成 25 年 2 月の専門家会合で示した日平均値と当該日の午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値との関係（図 1）から、「日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ に対応する 1 時間値は $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ として、複数の測定局を対象とした複数時間の平均値について同一区域内の中央値を求めて判断することが適当」としてきた。



当該日午前5時、6時、7時の1時間値の平均値

図1. 日平均値と当該日午前5時、6時、7時の1時間値の平均値との回帰分析結果
(平成22年度及び平成23年度のそらまめ君データ)

平成25年1月から5月に得られた大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)の速報値を用いて、日平均値と当該日の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値との関係を再度整理すると図2のとおり日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ に対応する1時間値は $90.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

今年1月から5月に得られたデータでは、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ に対応する1時間値が今年2月に示した $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を上回っていたものの、データの蓄積がまだ十分でないことや見逃しを減らすことを重視して、当面変更は行わず、引き続きデータの蓄積を図ることが適当である。

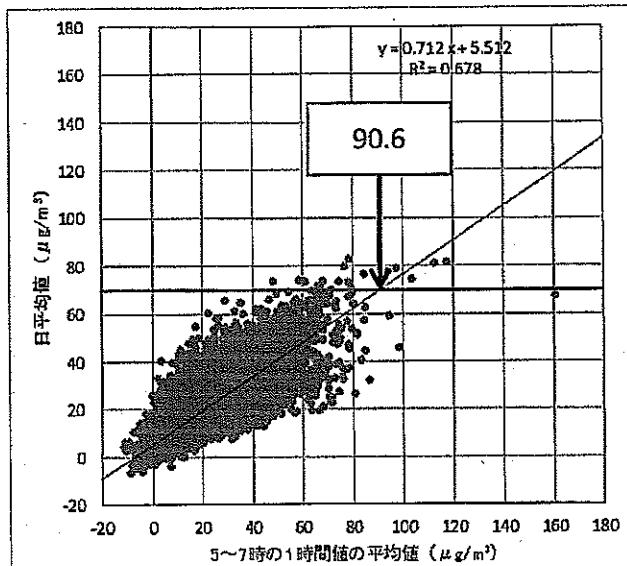


図2. 日平均値と当該日午前5時、6時、7時の1時間値の平均値との回帰分析結果
(平成25年1月～5月のそらまめ君データ)

3. 午後からの活動に備えた判断について

既に日中の判断を行っている自治体の判断方法を調査したところ、以下のような取組が行われていた。

- ①直前3時間分の1時間値の平均値を毎時確認して、その値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起を実施する。
- ②当日午前1時から現時点までの1時間値の平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起を実施する。

いずれの判断方法についても、見逃しを減らすために有効であると考えられる。

しかしながら、いずれの取組も、自治体において注意喚起を行う体制を常時確保しておく必要があり、自治体の負担も大きくなると考えられるため、「2. 午前中の早めの時間の判断」と同様に日平均値と1時間値の平均値との回帰分析を用いて、正午過ぎに再度判断を行う場合の考え方について検討した。

日平均値と当該日の午前5時から12時の1時間値の平均値との関係を整理すると図3のとおりであった。データの蓄積がまだ十分でないことや見逃しを減らすことを重視すると、午前5時から12時の1時間値の平均値 $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を判断の基準とする以下のようないくつかの対応が考えられる。

当日午前5時から12��までの1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起を実施する。

なお、平成25年1月から5月の事例では、同一区域内の複数の測定局で同時に日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上が観測された事例は少なかった。地形などの地域特性を考慮して区域区分を見直すことが必要であるとも考えられるが、区域区分の詳細な検討には様々なデータや解析業務が必要であり、測定局の整備もある程度必要であるため、それに要するコストや作業量を考慮すると合理的ではない。また、午前5時から12時の8個の1時間値を用いていることで、測定機の精度面の課題を一定程度緩和できているとも考えられる。そこで、見逃しを減らすため、同一区域内の測定局データの中央値で判断するのではなく、最大値を用いて判断することとする。

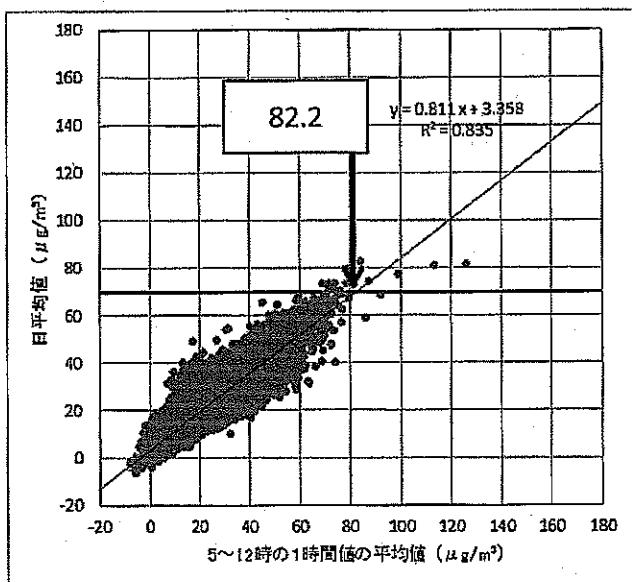


図3. 日平均値と当該日午前5時～12時の1時間値の平均値との回帰分析結果
(平成25年1月～5月のそらまめ君データ)

既に幾つかの自治体で取り組まれている①や②の方法についても見逃しを減らす観点から有効な方法であるが、②の方法を用いる場合は、いわゆる空振り事例の発生が他の方法に比べて多くなることが予想されるため、今後も高濃度の状態が継続しそうか否かについても考慮して判断することが望ましい。

4. 留意事項

これまでの自治体の運用では、早朝の1時間値が、同一区域内のどこか1局で1回だけ判断基準値を超えた場合にも注意喚起を実施している事例が見受けられた。この運用方法については、いわゆる空振り事例の主要因であるとともに、注意喚起のための暫定的な指針となる値（日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）との関係や測定機の精度面を考慮しておらず適切とはいえない。

一方で、注意喚起を行うためには、自動測定機の精度を考慮しつつも、日平均値ではなく、1時間値を用いる必要がある。そのため、標準測定法と等価性が認められている自動測定機の1時間値の精度について検証を行うとともに、自動測定機の精度向上を図っていくことも必要である。

また、現在のシミュレーションモデルは、定量的な予測は困難であるが、定性的には東アジアスケールにおける大気汚染の状況をほぼ予測できている。研究機関等から公表されているシミュレーション結果も注意喚起を行う判断の参考にすることも考えられる。

なお、シミュレーションモデルを参考にする場合は、当日朝に公表された最新の計算結果を用いることが適当である。

注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善に関する 運用上の留意事項

- 1. 午後からの活動に備えた判断は、必ず午前5時から12時までの1時間値で行わなければならないのか。**

午後からの活動に備えた判断を行う場合には、自治体の負担等も考慮すると、午前5時から12時までの1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起を行うことが適当と考えている。

「注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善について」の本文中に記載されているとおり、既に幾つかの自治体で見逃し防止に向けた独自の取組が行われている例もある。

なお、参考に、平成25年1月～5月のそらまめ君データを用いて、日平均値と当該日午前1時から12時の1時間値の平均値についても回帰分析を行ったところ、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ に対応する1時間値の平均値は $80.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

- 2. シミュレーション結果を注意喚起の判断に使わなければならないのか。また、シミュレーション結果を参考にする場合、どのように活用することを想定しているのか。**

現在のシミュレーションモデルは、定性的には東アジアスケールにおける大気汚染の状況をほぼ予測できているが、定量的な予測や都市スケールの予測まではできない。

このことに留意した上で、各自治体において、参考にするか否かを判断頂きたい。

なお、参考にする場合は、例えば、いわゆる空振りの防止に向けて、今後も現在の状況が継続しそうか、その事象は越境大気汚染に起因しているのか等を推察する際の一助にすることが考えられる。

- 3. 午前中の早い時間帯の判断で注意喚起が既になされている場合で、午後からの活動に備えた判断基準を下回った場合、どのように取り扱えばよいのか。「濃度改善がみられた場合」に該当するのか。**

今回新たに示された「午後からの活動に備えた判断」は、見逃しを防ぐために追加的に行うものであり、「午後からの活動に備えた判断」を行う際の判断基準を下回ったことだけで、今後の濃度改善が見込まれると判断することは適当ではない。

なお、注意喚起の運用にあたり、「改善がみられた場合」の周知については、必ずしも必要なものではないと考えているが、一定のニーズがあるとも考えられるため、平成25年2月の専門家会合報告において、その判断の目安として $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ を示している。

4. 午後からの活動に備えた判断では、同一区域内の最大値を用いることとしているが、例えば、同一区域内に PM2.5 の測定局が 20 局あるような場合でも、区域内最大値を用いて判断すべきなのか。

今年前半の PM2.5 濃度の出現状況を確認したところ、見逃しを減らす観点からは同一区域内の最大値を用いて判断することが適当と考えている。

地形などの地域特性を考慮して区域区分を見直すことが必要であるとも考えられるが、区域区分の詳細な検討には様々なデータや解析業務が必要であり、測定局の整備もある程度必要であるため、それに要するコストや作業量を考慮すると合理的ではないと考え、更なる区域分けは求めずに最大値による運用を提案したものである。

5. 午後からの活動に備えた判断では、同一区域内の最大値を用いることとしているが、異常値への対応をどのように考えればよいのか。

異常値のおそれがある場合は、現地に赴いて測定機の稼働状況等を確認することが最善ではあるが、周辺の測定局の PM2.5 濃度、当該測定局も含めた SPM 濃度や気象データ、分単位での測定結果（例：鋸歯状積算値）が出力できる機器にあってはその値などを参考にすることにより、異常値の判断を行うことは可能であると考えている。

資料 提 供	
平成■■年■■月■■日	
担当課 (担当者)	水・大気環境課 (■■)
電話番号	0857-26-7206

区分1

情報提供

PM2.5情報【午前7時現在】

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、環境基準値（人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準：1日平均値35マイクログラム／立方メートル）を超過することが予想されます。

各市町村及び関係機関においては、関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

記

1 対象日

平成■■年■■月■■日 (■)

2 対象期間

1日間（本日のみ）

3 対象範囲

県内全域

4 注意喚起の基準

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、1日の環境基準を超過すると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	内容	判断基準 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)
1 情報提供	環境基準超過を予想 ※1	32超	■ ■ (■ ■局)
2 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超	—
3 警戒情報	国暫定指針値超過を予想 ※2	85超	—

※1 環境基準（日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

※2 国暫定指針値（日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

（参考）県内測定局の測定値（#：最大）：鳥取■■、■#、倉吉■■、■、米子■■、■、境港■■、■

（行動の目安）

呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は健康への影響が見られる場合もあるため、マスクやうがい、不要不急の外出を控える等の予防措置をとるとともに体調の変化に注意する。

区分2

注意情報

資料提供	
平成■■年■■月■■日	
担当課 (担当者)	水・大気環境課 (■■)
電話番号	0857-26-7206

PM2.5情報【正午現在】

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、国暫定指針値（健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準：1日平均値70マイクログラム／立方メートル）に近い値が予想されます。

各市町村及び関係機関においては、関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/po/top/>

記

1 対象日

平成■■年■■月■■日 (■)

2 対象期間

1日間（本日のみ）

3 対象範囲

県内全域

4 注意喚起の基準

午前5時から正午までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、注意喚起のための国暫定指針値に近い値となると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	内容	判断基準 (5時から正午までの1時間値 の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から正午までの1時間値 の平均値の県内最大値)
1 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超	■■. ■ (■■局)
2 警戒情報	国暫定指針値超過を予想 ※	80超	—

※ 国暫定指針値（日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

（参考1）環境基準（日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

（参考2）県内測定局の測定値（#：最大）：鳥取■■. ■#、倉吉■■. ■、米子■■. ■、境港■■. ■

(行動の目安)

マスクやうがい、外出を控える等の予防措置が望まれる。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は健康への影響が見られる場合もあるため、不要不急の外出を控える等の予防措置をとるとともに体調の変化に注意する。

区分2

注意情報

資料提供	
平成■■年■■月■■日	
担当課 (担当者)	水・大気環境課 (■■)
電話番号	0857-26-7206

PM2.5情報【午前7時現在】

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、国暫定指針値（健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準：1日平均値70マイクログラム／立方メートル）に近い値が予測されます。

各市町村及び関係機関においては、関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pg/top/>

記

1 対象日

平成■■年■■月■■日 (■)

2 対象期間

1日間（本日のみ）

3 対象範囲

県内全域

4 注意喚起の基準

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、注意喚起のための国暫定指針値に近い値となると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	内容	判断基準 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)
1 情報提供	環境基準超過超過を予想 ※1	32超	—
2 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超	■■. ■ (■■局)
3 警戒情報	国暫定指針値超過を予想 ※2	85超	—

※1 環境基準（日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

※2 国暫定指針値（日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

（参考）県内測定局の測定値（#：最大）：鳥取■■. ■#、倉吉■■. ■、米子■■. ■、境港■■. ■

(行動の目安)

マスクやうがい、外出を控える等の予防措置が望まれる。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は健康への影響が見られる場合もあるため、不要不急の外出を控える等の予防措置をとるとともに体調の変化に注意する。

資料提供	
平成■■年■■月■■日	
担当課 (担当者)	水・大気環境課 (■■)
電話番号	0857-26-7206

区分3

警戒情報

PM2.5情報【正午現在】

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、国暫定指針値（健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準：1日平均値70マイクログラム／立方メートル）を超過することが予想されます。

各市町村及び関係機関においては、住民及び関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

記

1 対象日

平成■■年■■月■■日 (■)

2 対象期間

1日間（本日のみ）

3 対象範囲

県内全域

4 注意喚起の基準

午前5時から正午までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、注意喚起のための国暫定指針値を超過すると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	内容	判断基準 (5時から正午までの1時間値 の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から正午までの1時間値 の平均値の県内最大値)
1	注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
2	警戒情報	国暫定指針値超過を予想 ※	80超

※ 国暫定指針値（日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

（参考1）環境基準（日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

（参考2）県内測定局の測定値（#：最大）：鳥取■■、■#、倉吉■■、■、米子■■、■、境港■■、■

(行動の目安)

不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を出来るだけ減らす。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は体調に応じてより慎重に行動することが望まれる。

区分3

警戒情報

資料提供	
平成■■年■■月■■日	
担当課 (担当者)	水・大気環境課 (■■)
電話番号	0857-26-7206

PM2.5情報【午前7時現在】

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、国暫定指針値（健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準：1日平均値70マイクログラム／立方メートル）を超過することが予想されます。

各市町村及び関係機関においては、住民及び関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

記

1 対象日

平成■■年■■月■■日 (■)

2 対象期間

1日間（本日のみ）

3 対象範囲

県内全域

4 注意喚起の基準

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、注意喚起のための国暫定指針値を超過すると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	内容	判断基準 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)
1 情報提供	環境基準超過を予想 ※1	32超	—
2 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超	—
3 警戒情報	国暫定指針値超過を予想 ※2	85超	■■. ■ (■局)

※1 環境基準（日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

※2 国暫定指針値（日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

（参考）県内測定局の測定値（#：最大）：鳥取■■. ■#、倉吉■■. ■、米子■■. ■、境港■■. ■

(行動の目安)

不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を出来るだけ減らす。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は体調に応じてより慎重に行動することが望まれる。

鳥取県微小粒子状物質に係る注意喚起等実施要領

平成25年3月21日策定
平成25年10月2日一部改正
平成26年4月1日一部改正
鳥取県生活環境部水・大気環境課

1 目的

大気中の微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県民の健康被害を未然に防止するため、県民への注意喚起を行う。

2 注意喚起実施機関

鳥取県生活環境部水・大気環境課

3 常時監視体制

大気汚染防止法第22条の規定に基づく県内のPM2.5の常時監視地点は下表に示すとおりである。

表1) 県内のPM2.5常時監視体制

測定地点名	所在地
鳥取保健所局	鳥取市江津730
倉吉保健所局	倉吉市東巣城2
米子保健所局	米子市東福原1-1-45
境港市誠道町局	境港市誠道町225-1

4 注意喚起の基準

(1) 午前中の早めの時間帯の判断

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県内全域を対象範囲として注意喚起を行う。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

表2) 午前中の早めの時間帯の判断基準

(単位：マイクログラム／立方メートル)

区分	内容	判断基準 (5時から7時までの1時間 値の平均値の県内最大値)
1 情報提供	環境基準を超過する予想	32超
2 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
3 警戒情報	国暫定指針値を超過する予想	85超

環境基準：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準 日平均値35マイクログラム／立方メートル

国暫定指針値：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準 日平均値70マイクログラム／立方メートル

(2) 午後からの活動に備えた判断

午前5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を

超過すると予想される場合等に、県内全域を対象範囲として注意喚起を行う。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

表3) 午後からの活動に備えた判断基準

(単位：マイクログラム／立方メートル)

区分	内容	判断基準
		(5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値)
1 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
2 警戒情報	国暫定指針値を超過する予想	80超

5 注意喚起の方法

注意喚起時には、表4に掲げる方法により県民への注意喚起を行うとともに、市町村大気環境行政担当課及び表5に掲げる関係機関等へ情報を伝達し、注意喚起等への協力を依頼する。なお、報道機関への資料提供及び関係機関へのファクシミリについては、別紙様式によることとする。

表4) 情報伝達の方法

伝達方法	対象	備考
あんしんトリピーメール	一般県民	発信区分「生活・健康情報」※1
県ホームページ	一般県民	専用サイト「鳥取県の大気環境の状況」※2
県公式Twitter（とりったー）	一般県民	水・大気環境課公式アカウント※3
報道資料提供	一般県民、報道機関	県政記者室への資料提供
関係機関へのファクシミリ	市町村、関係機関等	事前登録されたあて先への一斉送信

※1 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=102363>

※2 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

※3 <http://twitter.com/mizutaiki>

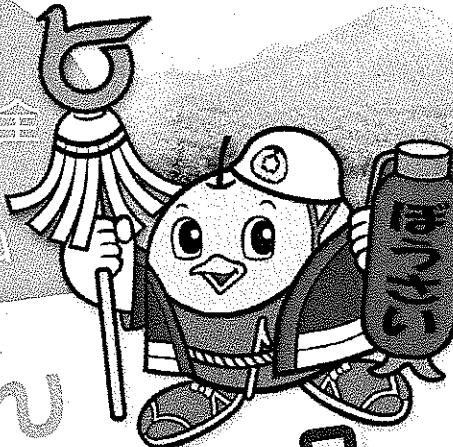
表5) 関係機関

区分	関係機関（※）
県関係機関等	未来づくり推進局広報課、危機管理局危機対策・情報課、 <u>地域振興部教育・学術振興課</u> 、 <u>福祉保健部子育て応援課</u> 、 <u>福祉保健部青少年・家庭課</u> 、 <u>福祉保健部子ども発達支援課</u> 、 <u>福祉保健部健康政策課</u> 、 <u>福祉保健部長寿社会課</u> 、 <u>教育委員会事務局体育保健課</u> 、 <u>生活環境部衛生環境研究所</u> 、各総合事務所生活環境局（生活環境事務所）及び <u>福祉保健局（福祉保健事務所）</u>
その他の関係機関	鳥取大学附属学校部、鳥取地方気象台、 <u>社団法人鳥取県医師会</u>

※下線の関係機関に対しては、それぞれが所管する施設又は関係する機関等へ情報伝達するよう依頼する。下線のない関係機関に対しては、通常業務の範囲内で県民等からの問い合わせに対応するよう依頼する。

鳥取県安山安全
情報誌
取扱店舗

あんしん トリピーメール

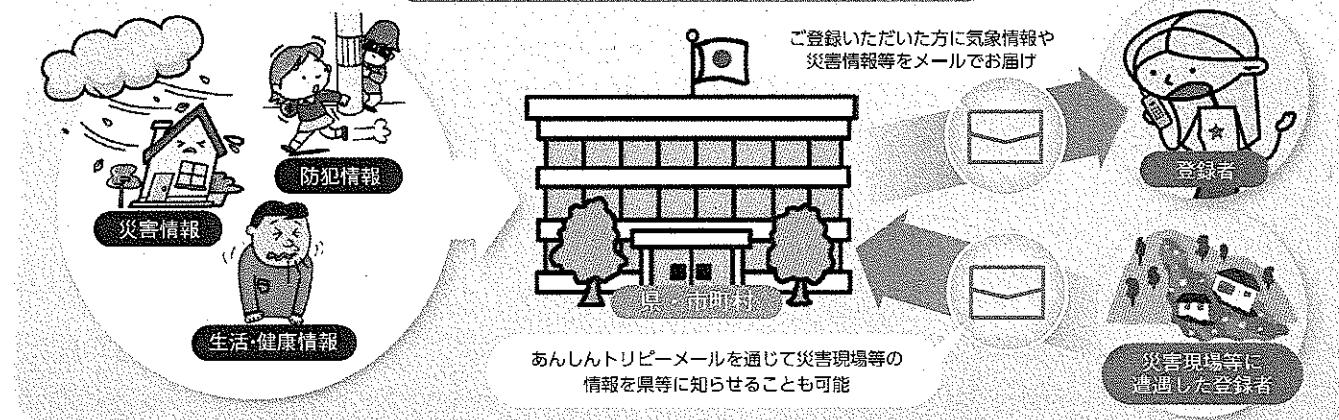


あんしんトリピーメールは、登録いただいた方の携帯電話等に鳥取県内の防災情報をメールでお送りするサービスです。
また、登録いただいた方が災害等を見つけるとき、
このメールシステムを利用して県へ連絡することができます。

登録
無料

※写真はイメージです。

メールの送受信等に必要な通信費は
利用者の負担となります。
通信費は携帯電話会社との契約内容
によって異なります。



欲しい情報が
選べます

必要な情報のみを登録する
登録料金はかかりません
登録料金はかかりません
登録料金はかかりません
登録料金はかかりません



気象警報・注意報

大雨警報、大雪警報、
竜巻注意情報 等

地震情報

震度 3 以上

津波情報

大津波警報、津波警報、
津波注意報 等

防犯情報

不審者、行方不明者情報 等

防災・危機管理情報

災害情報（避難勧告等）、
ライフライン情報 等

道路情報

道路の通行止め 等

公共交通情報

列車の運休、
航空機の欠航 等

生活・健康情報

PM2.5、黄砂、花粉、熊等の目撃情報、
鳥インフルエンザ、熱中症、食中毒 等

登録方法

1

お持ちの携帯電話から下記の登録用アドレスに、
件名・本文を入力せずにメールを送信してください。
e-tottori-safe@xpressmail.jp

すぐにメールの返信が届きますので、返信メールを開いて記載されたアドレスを開きます。

QRコード登録



2

自分のメールアドレスが記載されているページが開くので、確認し、電話番号を記入（任意）します。
次に、利用者属性を入力します。（通常、「県民」欄にチェックを入れてください）

3

情報を希望される地域を選択します。
(例：鳥取市内の情報が必要な場合は、鳥取市をチェック)

4

必要な気象注警報及びその他の気象情報（竜巻注意情報、高温注意情報等）を選択します。

5

水防警報の情報が必要な場合は、情報が必要な河川を選択します。

6

その他情報（防災・危機管理情報、公共交通情報、道路情報 等）で必要な情報があれば選択します。
選択後、「確認」ボタンを押し、登録内容を確認の上、「登録」ボタン押して登録完了です。

その他の災害情報等お届けリール

ご活用ください!!

ホームページ

災害情報を県のホームページで配信しています。

[パソコン版URL]

<https://www.pref.tottori.lg.jp/kikikanrihp/>

[モバイル版URL]

<http://mobile.pref.tottori.lg.jp/>



Twitter

とりったー（ツイッター）でも災害情報をつぶやいています。

<http://twitter.pref.tottori.lg.jp>

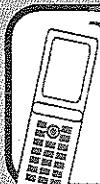


災害情報ダイヤル

県内の災害情報やライフラインの停止、公共交通機関の運転見合せ、道路の通行止めなどの生活安全情報について、広く県民の皆様からのお問合せにお答えする「災害情報ダイヤル」を設置しています。

[災害情報ダイヤル]

☎0857-26-8100



緊急速報(エリア)メール

地震や津波が発生した場合など、緊急時には被災の可能性がある地域のみなさんの携帯電話に、携帯電話会社が運営するシステムを利用してメールをお送りすることができます。

事前登録不要



鳥取県危機管理局危機対策・情報課

TEL.0857-26-7950